

障がいのある方の雇用助成制度等について知りたい

相談・情報提供
融資・リース・保証
補助金・出資
場の提供
その他

「障害者雇用納付金制度」に基づく各種助成金等

「障害者雇用納付金制度」は、障がいのある方を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会的連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がいのある方を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障がいのある方の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。事業主から徴収した障害者雇用納付金を財源として、障害者雇用調整金等及び各種助成金の支給を行います。

対象者

事業主

内容

(1) 障害者雇用調整金等

① 障害者雇用調整金（申請期間は、平成30年4月1日～5月15日）

常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用障がい者数を超過して雇用する障がいのある方1人につき月額27,000円を支給します。

② 報奨金（申請期間は、平成30年4月1日～7月31日）

常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超過して雇用する障がいのある方1人につき月額21,000円を支給します。

(2) 各種助成金

① 障害者作業施設設置等助成金

障がいのある方を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障がいのある方が障がいを克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。助成率2/3。

② 障害者福祉施設設置等助成金

障がいのある方を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主又はその事業主が加入している事業主団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がいのある方が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。助成率1/3。

③ 障害者介助等助成金

重度身体障がい者または就職が特に困難と認められる身体障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置（職場介助者の配置または委嘱・手話通訳担当者の委嘱）を実施する場合に、その費用の一部を助成します。助成率3/4他。

④ 重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、又はこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障がい者の通勤を容易にするための措置（通勤対策のための住宅の賃借、指導員配置、住宅手当の支出、通勤用バス購入、駐車場の賃借、通勤用自転車の購入）を行う場合に、その費用の一部を助成します。助成率3/4。

⑤ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を労働者として多数継続して雇用し、かつ安定した雇用を継続することができると思われる事業主で、これらの障がいのある方のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。助成率2/3。

詳細な内容は下記の機関にお問い合わせください。

活用方法

下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課
TEL : 092-718-1310 URL : <http://www.jeed.or.jp/> (機構ホームページ)